平成21年4月1日より
船員健康管理手帳の交付要件が変わりました。

○ 船員健康管理手帳制度

元船員で一定の要件に該当する方は、申請により**船員健康管理手帳が交付**されます。

手帳の交付を受けると、指定された医療機関で年2回の**健康診断を無料**で受けることができます。

○ 船員健康管理手帳交付要件

これまでの交付要件

① 両肺野に石綿による不整形陰影、又は石綿による胸膜肥厚があること。
（石綿を取り扱う作業に従事していた方に限る。）

② 下記の作業に1年以上従事していた方（ただし、初めて石綿の粉じんに暴露した日から10年以上経過していること）
- （ｉ）石綿が使用されている保温材、耐火被覆材等の張付け、補修もしくは除去の作業
- （ⅱ）石綿が吹き付けられた船内の施設、設備等の解体、破砕等の作業（吹き付けられた石綿等の除去の作業を含む。）

③ ②の作業以外の石綿を取り扱う作業に10年以上従事していた方

新規交付要件

④ 石綿の取り扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務（石綿を取り扱う業務を除く。）に従事していた方で、両肺野に石綿による不整形陰影、又は石綿による胸膜肥厚があること。